

障害児通所支援とは、児童福祉法に基づき、心身の発達に何らかの心配や障害のあるお子さんの発達を支援するサービスのうち「児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」のことです。

(1) サービスの内容

種類	サービスの名称	内 容
児童通所支援等	児童発達支援	未就学児が家庭から通所しながら、身近な療育を受けることができます。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のため通所できない児童に対して、支援者が自宅に訪問して身近な療育を受けることができます
	放課後等デイサービス	就学児が放課後や夏休み等の長期休暇中に家庭や学校から通所しながら、生活能力向上のための訓練等が受けられます。
	保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児が保育所等での集団生活に適應できるように、支援員が保育所等を訪問し、専門的な支援を行います。

(2) 利用者負担の仕組み

児童福祉法ではサービスの利用に応じて、一定の負担（原則として所得に応じた負担と、食費・光熱水費などの実費負担）が必要となります。ただし、費用負担が大きくなりすぎないように、所得に応じて1か月あたりの負担上限額が設けられておりますので、サービス利用量が多くても、自己負担額は月額負担上限額を超えることはありません。

○所得による区分と負担上限月額の設定

障害福祉サービス（居宅・通所）の場合

生活保護受給世帯	市民税非課税世帯	一般（市民税課税世帯）
0 円	0 円	所得割 28 万円未満 4,600 円 所得割 28 万円以上 37,200 円

※就学前障害児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)の児童発達支援等の利用者負担(医療費や食費等の実費負担を除く)は0円になります。

○食費等実費負担の、減免措置

実費を負担していただく、食費や光熱水費についても以下のような減免措置があります(所得基準を満たす場合)。

【食費軽減措置】

通所施設等でも、食費(人件費＋食材料費)のうち人件費分が軽減され、食材料費のみの負担となります。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

○高額障害福祉サービス等給付費等

同一世帯の方が同一の月に受けたサービス等に係る下記の負担額の合算額が、基準額を超えている場合は、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます(償還払いの方法によります)。

- ・ 障害者福祉サービスに係る利用者負担額
- ・ 補装具費に係る利用者負担額(同一人が障害福祉サービス等を併用している場合)
- ・ 障害児通所給付費に係る利用者負担額
- ・ 障害児入所給付費に係る利用者負担額

(3) Q&A

Q① 寝屋川市の通所受給者証で市外の事業所を利用することはできますか。
⇒居住地内の事業所に限らず、利用することができます。

Q② 複数の事業所を利用することはできますか。
⇒可能です。ただし、月ごとの利用日数が「通所受給者証」に記載されている「支給量」を越えないようにしてください。その範囲内であれば、曜日ごとにA事業所、B事業所と使い分けることもできます。ただし、1日に複数の事業所を利用することはできません。

Q③ 通所受給者証に有効期限はありますか。
⇒通所受給者証の有効期限は最長1年(通所受給者証に記載)になります。引き続き利用を希望される場合は、更新手続きが必要です。

児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービス利用までの流れ

利用したい事業所を探す



事業所の見学



障害福祉課で利用申請手続き

必要に応じて、聞き取り(面談)を実施する場合がございます。詳細は障害福祉課にお問い合わせください。



「通所受給者証」の発行



事業所との利用契約



サービス利用開始